## 認定(更新)申請書の記入例

様式第二十三 (第十三条関係)



代表者から委任を 受けた者が申請す る場合には、その 氏名及び役職を記 入してください。

(ふりがな) まるまるかぶしきがいしゃ 氏名又は名称 (注1) ○○株式会社

法人番号(注2)

(ふりがか) とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 住 所 、 \* 代表者の氏名等 (注3) 代表取締役社長 ○○ ○○

連 絡 先(注4)

(電話番号) (FAX番号) (E-mail) (担当者名) (半角英数字) (半角英数字)

(半角英数字)

連絡先については、本申請内容に関する 総括的な対応が可能であるとともに、申 請書に係る経済産業省からの照会及び指示に対する一元的窓口を担う担当者(全体窓口担当者)の連絡先を記載してくだ (半角英数字)

対象となる申請を 選択してください。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。)

、 ●第7条の2第1項の認定

を受けたいので、 ○第7条の5第1項の認定の更新

下記のとおり申請します。

記

## 1. 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所の所在地

- ○上記の住所と同じ
- 上記の住所と異なる(下記のとおり)

± 10 · 1±// 1 · 0	(a) (a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c				
事務所の名称	所在地				
東京支社	東京都○○区△△町□-□-□				

# 2. 本申請の対象となる経済連携協定の名称(下記から一つを選択)

- 日スイス協定
- ○日メキシコ協定
- ○日ペルー協定
- ORCEP協定

3. 輸出する物品	の品名(英文でも可)及び関税番号	( 1 産品)		
関税番号(半角类数字	物品の品名		_	+A.U. b. w. W. E. W. a. 23 Er. c. L +A.U. b. w.
000000			*	輸出する物品数を選択の上、輸出する 物品が特定できる品名を記載してくだ
			*****	さい。 輸出する物品の関税番号については、 できれば事前に輸入国税関に確認のう え、6桁ベースで記載してください。 仕入書等の商業上の文書に記述される 型番等の詳細までの記載は不要です。
□別紙記載()	1産品以上の場合) ◆			輸出する物品が11産品以上の場合には、「別紙記載」を選択し、記載した別紙を添付してください。

#### 4. 第二種原産品誓約書交付候補者の氏名又は名称及び住所 申請時点で、申請者が輸出する物品 の生産者から、当該物品が特定原産品 氏名又は名称 住所 であることを誓約する書面 (第一種原 ○○株式会社 〇〇県〇〇市・・・・ 産品誓約書)の交付を受けて原産地証 明書の作成を予定している場合は、当 □該当なし(第二種原産品誓約書の交付を受けない場合) 該生産者の氏名及び住所を記載してく ださい。 5. 法第7条の4第1項に規定する認定基準に適合している旨の説明 ・申請者が輸出する物品の生産者であ る場合、又は、当該物品の生産者が当 第一種特定原産地証明書の過去の受給実績(注5) 該申請者に提供する情報に基づいて原 受給年月 月別受給件数 (件) 証明書番号 産地証明書を作成する場合は、「該当 なし (第二種原産品誓約書の交付を受 玍 月 半角革粉字) けない場合)」を選択してください。 玍 月 年 月 過去1年間の月別受給実績及び直近 年 月 1件の証明書番号について記載してく 月 年 なお、過去の受給実績は、本申請の 玍 月 対象となる経済連携協定以外の受給実 績も含みます。 年 月 ・認定の更新申請に当たっては、当該 年 月 記載は不要です。 年 月 在. 月 年 月 月 月平均受給件数 ロ 第二種特定原産地証明書の作成に関する業務の実施に係る体制及び運営に関する事項(注6) □ 個人のため以下の記載を要しない (1) 第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を統括管理する統括責任者に関する事項 ①統括責任者の配置 社内の証明書作成業務全体を総括管理 する者として適切な責任者を配置して 氏名 $\cap \cap$ $\cap \cap$ ください。 所属部署 · 役職名 △△部 部長 電話番号 半角英数字) E-mail 半角革数字) ②統括責任者の下記ロ(2)及び(3)を指揮監督する権限 ○ 統括責任者の下記口(2)及び(3)を指揮監督する権限が内部規則において位置付けられている 内部規則における指揮監督権限の位置付け 統括責任者の指揮監督権限を社内規 則等法人その他の団体 (以下「法人 等」という。) の内部規則において位 ○ 統括責任者と下記口(2)及び(3)との間の連絡体制が整備されている 置付けている場合には、当該内部規則 について具体的に記載してください。 又は、「別添書類のとおり」と記載の 連絡体制の整備状況 上、当該内部規則を添付してください。 統括責任者を位置づける内部規則は (2) 第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係 ないものの、統括責任者と法令業務責 任者及び証明書作成業務担当者との間 責任者(以下「法令業務責任者」という。) に関する事項 の連絡体制が整備されている場合には、整備状況(例えば、社内の証明書作成 ①法令業務責任者の配置 業務全体を総括管理するために 00 氏名 ような連絡体制を整備して指揮するの かなど) について具体的に記載し、 △△部 △△課長 所属部署・役職名 れらの事項を証する書類として組織体 電話番号 (半角英数字) 制図等を添付してください。 E-mail 半角英数字)

○ 法令業務責任者自身が実施することにより、

ことにより、法令の遵守を確保する

○ 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させる

法令の遵守を確保する

(業務担当者:

②業務内容

経済産業大臣への 変更の届出

(法第7条の6)

帳簿の記載 (法第7条の7)	O 法令業務責任者自身が実施することにより、
	法令の遵守を確保する
	〇 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させる
(12371 74071)	ことにより、法令の遵守を確保する
	(業務担当者: )
	○該当しない(第二種原産品誓約書の交付を
第二種原産品誓約書 交付者への通知	受けない場合)
	○ 法令業務責任者自身が実施することにより、
	法令の遵守を確保する
(法第7条の8)	〇 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させる
	ことにより、法令の遵守を確保する
	(業務担当者:
	○ 法令業務責任者自身が実施することにより、
原産品でなかった こと等の経済産業 大臣への通知 (法第7条の9)	法令の遵守を確保する
	〇 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させる
	ことにより、法令の遵守を確保する
	(業務担当者: )
	O 法令業務責任者自身が実施することにより、
and the state of t	法令の遵守を確保する
書類の保存 (法第7条の10)	○ 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させる
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ことにより、法令の遵守を確保する
	(業務担当者:
	○ 法令業務責任者自身が実施することにより、
法令に基づく	法令の遵守を確保する
処分の遵守の確保	○ 法令業務責任者の責任の下、他の者に実施させる
(法第7条の11及び12)	ことにより、法令の遵守を確保する
	(業務担当者: )

(3) 第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う者(以下「証明書作成業務担当者」 という。)に関する事項(注7)

証明書作成業務担当者の配置 (1人)

氏名	00 00					
所属事務所・ 部署・役職名	東京支社 △△					
電話番号						
E-mail						
実務経験 (注8)	0(1)	(2)	O(3)	0(4)		
	期間	年	月~	年	月	
	法人・団体名 ○○株式会社東京支社△△部					
知識及び経験 (注9)						

・証明書作成業務担当者の特定原産地証明書に係る実務経験について、主たるものを下記(1)~(4)から一つ選択し、かかる事務に従事した期間及びその法人・団体名について記載してください。

- (1)物品が特定原産品であることを明らかにする資料(以下「資料」という。)の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に品であることを確認する書面の交付を受けた者。
- (2) 資料の作成に関する事務を法人 等のために行った経験を有する者(当 該法人等が当該作成に係る資料につい て第一種特定原産地証明書の発給又は 当該作成に係る資料に係る物品が特定 原産品であることを確認する書面の交 付を受けた場合に限る。)
- (3) 個人として認定を受けた者 (4) 認定輸出者である法人等のため に第二種特定原産地証明書の作成に関 する事務を行った経験を有する者

(半角英数字)

(半角英数字)

・上記(1)~(4)に該当する実務 経験はないものの、(1)~(4)ま でに掲げる者と同等以上の知識及び経 験を有する場合には、「知識及び経 験」の欄に具体的に記載してください

- ハ 物品の生産者との連絡体制の整備状況 (注10)
- 該当しない(申請者が物品の生産者である場合)
- 物品の生産者との連絡体制を整備している

連絡体制の整備状況

### <記載要領>

- (注1) 申請者の「氏名又は名称」及び「住所」欄は、認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、 当該法人その他の団体の名称及び住所(本店又は主たる事務所の住所)を記載すること。
- (注2)認定申請者が法人その他の団体である場合には、法人番号を記載すること(法人番号の指定がない場合は、空欄で差し支えない。)。認定申請者が個人である場合にあっては、当該記載を要しない。
- (注3) 代表者から委任を受けた者が申請する場合には、その氏名及び役職を記載すること。
- (注4) 申請者の「連絡先」欄は、本申請内容について総括的対応が可能であるとともに、
  - 申請書に係る経済産業省からの照会及び指示に対する一元的窓口を担う者の連絡先を記載すること。
- (注5) 5. イについては、過去1年間の月別受給実績及び直近1件の証明書番号について記載すること。 なお、認定の更新申請に当たっては、当該記載を要しない。
- (注6) 認定申請者が個人である場合にあっては、5. ロの事項の記載を要しないため、□にチェックを入れてください。
- (注7) 5. 口(3) の証明書作成業務担当者については、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所が複数ある場合は、
- 当該事務所ごとに配置していること。また、一の事務所に証明書作成業務担当者として複数の者を配置している場合は、それぞれの者について記載すること。
- (注 8) 証明書作成業務担当者の特定原産地証明書に係る実務経験について、主たるものを下記  $(1) \sim (4)$  から一つ選択し、
  - かかる事務に従事した期間及びその法人・団体名について記載すること。なお、(3)を選択した場合は、期間及び法人・団体名の記載を要しない。
  - (1) 法第3条第2項若しくは第3項の資料又は経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則(以下「法施行規則」という。) 第4条の2第4項の資料(特定原産品であることを明らかにする資料(以下「資料」という。))の作成に関する事務に携わり、当該資料について 第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について法施行規則第4条の2第5項の確認を受けた者

申請者が輸出する物品の生産者でない場合には、第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を適確に実施するに当たり、当該物品の生産者との間の連絡体制の整備状況(当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報の収集・管理体制、第二種原産品誓約書に関する取決めなど)について具体的に記載してください。

- (2) 資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者(当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について 第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について法施行規則第4条の2第5項の確認を受けた場合に限る。)
- (3) 法第7条の2第1項の認定を受けた者(個人である場合であって、法第7条の13の規定により認定を取り消されていない場合に限る。)
- (4) 第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者(当該法人その他の団体が法第7条の13の規定により認定を取り消されていない場合に限る。)
- (注 9)上記(1)  $\sim$  (4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する場合、具体的に説明すること。なお、「実務経験」欄において、

上記(1)~(4)のいずれかを選択した場合は、記載を要しない。

(注10) 5. ハについては、申請者が法人その他の団体である場合は、第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、連絡体制を整備していること。

#### <備考>

この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。